

令和4年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄

欠席議員

議 員	10番	長 野 恒 美
-----	-----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住 民 福 祉 部 長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 幸 治
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
福 祉 子 ども 課 長	花 村 定 行
建 設 課 長	後 藤 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第2号）

令和4年9月13日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川島功士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員である10番 長野恒美議員から本日の会議の欠席届が提出され、欠席されておりますことから、会議録署名議員を追加指名する必要がありますので、会議規則第103条の規定により、8番 岡田文雄議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（川島功士君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） おはようございます。

議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従って質問させていただきます。

まず、質問に入ります前に一言申し上げます。

コロナの新規感染者数は、減少傾向にあるものの、高止まりをしておる状況でございます。

「BA. 5対策強化宣言」が9月末まで延長されており、基本的感染対策に万全を期していただきますよう、この場をお借りしてお願いをいたしておきます。

それでは、質問に入ります。

今回も6月の第2回定例会に引き続き、新こども館についての質問をさせていただきますが、前回の質問は時間切れとなってしまいましたので、残り2点について、今回、質問させていただきます。

新こども館がオープンしてから5か月が経過したことから、こども館とことばの教室の利用状況について調べてみました。

令和3年度、1年間の旧こども館の利用者は5,073人、ことばの教室の入所者、利用者は51人で、合計5,124人でございます。1か月当たり直しますと、427人でありました。

また、令和4年度の新こども館の利用者、4月から7月の4か月間で2,262人、1か月当たり565人でありました。これを令和3年度の4か月平均と比較しますと132.4%となり、これは新築や遊具の関係もあり、利用者が3割以上伸びており、うれしい限りであります。

令和4年第2回定例会を振り返ってみますと、私は、約7点について問題点などを指摘いたしました。1つとして、根拠のない数字での上程、そして県・国への補助金の申請の件、2つ目、設計業者への土地埋設物調査、土壌汚染調査の発注の件、3として、問題点が残る設計業者の選定の件、4として、基本計画策定支援業務委託の仕様書の件、5として、施工監理委託料の一括支払いの件、6として、契約事務の処理期間のない建築工事請負契約の締結の件、7としまして、工事請負業者の1か月間工事の不施工、併せて施工監理業者の指導不足の件などです。

それでは、最初の質問は、こども館の外構工事の発注についてであります。

私は、令和3年3月25日発注が予算不足のため、一括発注ができず、建築工事のみの発注にとどまったことから、外構工事は別途発注になると思い込み、業者選定委員会の開催日とか業者数をお尋ねしましたところ、建築工事の変更契約で処理されたという回答がありました。どうして外構工事が別途発注ではなく変更契約になったのか、変更契約にこだわられたのかをお尋ねいたします。

次の質問でございますが、移動こども館についてであります。

令和2年第3回定例議会において田島議員の質問でありましたが、下羽栗地域には公園もほとんどないので、放課後、子供たちがちょっと友達と待ち合わせる場所が欲しいとか、今、子供が一番多い松枝地域から、なぜ笠松地域に移転してしまうのかという質問に対して、町長さんは、松枝地域、下羽栗地域の方には移動こども館などを検討しており、利便性の向上にしっかり努めていきますと答弁されております。移動こども館などを検討しているとのことですが、利便性も確保しながらどのようなことを考えておられるのか、町長さんのお考えをお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

まずは高橋議員さんの質問に答弁させていただきたいと思います。

最初に、新こども館外構工事の発注についてであります。

新こども館建設に係る工事請負費として、当時の基本計画に基づき、令和2年第3回定例会において1億7,842万円の補正予算を御議決していただきました。

その後、こども館検討懇談会での御意見や新型コロナウイルス対策を講じた結果、設計金額が予算を上回る結果となりました。しかし、国庫補助事業の着手時期の関係で令和2年度内契約が必要となるため、建築工事の一部と外構工事を外し、発注したところであります。

その結果、落札率が83.23%で2,992万円の落札差金が発生し、その予算残分をして当初の予

定どおりの工事内容が確保できることになりました。

そこで、契約方法を精査した結果、変更契約をしたほうが落札率に伴い、経費が安くなることから変更契約としました。

また、その内容が外構工事のほかに、同時に室内のシステムキッチン、下足入れ一体型の事務室カウンター、作り付け屋内遊具等の造作家具工事など建築工事につながる変更もあること、また特に同一事業者による施工がなされるため、全体工事の円滑かつ効率的な施工の観点からも変更契約としました。

これらのことにつきましては、令和3年3月議会の当初の笠松町新こども館建築工事請負契約の締結議案の提案の際、契約変更を行う方向で検討している旨を説明いたしておりますし、6月議会で契約の一部変更の議案の際、検討の結果、変更の方法で発注しました旨も説明いたしました。

両議会では、旧こども館の土地の活用方法や新こども館用地の土地問題などの質問はいただきましたが、契約の手法についての質問もなく、最終的に全会一致で御議決いただきました。

なお、参考までに、国における分離発注の考え方は、「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、価格面、数量面、工程面などから見て分離・分割して発注することが経済合理性、公正性などに反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとするという規定があります。

また、岐阜県は、工事の内容、性質性、工期、現場の状況などにより協議、審査し、分離発注や、工事状況、変更金額、変更率などによっては契約の手法を使い分けし、対応していると聞いております。高橋議員におかれましては、県庁時代の知識・経験が豊富にあられると思いますので、至らぬ点は、その都度御指導いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、移動こども館についてのお尋ねでございますが、新こども館の建設地を笠松地域にするに当たって、こども館検討懇談会の皆様から、松枝・下羽栗地域について出張での子育て支援事業の実施や、子供が楽しく遊べる居場所を検討してほしいとの意見をいただいております。私も同様な考えを持っておりましたので、令和2年9月議会の一般質問においてそのように答弁いたしました。

新こども館は、3月6日にオープンし、各種事業を現在進行形で実施しているところでありますが、オープン特需やコロナ禍によるイレギュラーな時期でありますので、コロナ終息後の通常に開設した場合の実績データも踏まえた上で、来年度以降、乳幼児親子行事、小学生行事、ティーンズ行事など、場所にこだわらず開催可能な行事について、こども館運営協力委員会の方々の意見や運営協力もいただきながら、費用面も含めスモールスタートという考えで、松枝・下羽栗地域の公共施設を中心に検討していきたいと考えております。

新こども館建設候補地を検討するに当たり、既存の公共施設の活用等の意見もありましたが、

これは老朽化の問題や施設の利用目的が異なることなどにより、こども館としての活用は困難であるとの答弁をしましたが、これは恒久的な活用の場合であり、今は試行的にこども館機能がない地域での子育て支援事業などを実施できないかという段階であり、既存施設を有効活用していきたいと考えているところであります。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

ちょっと再質問をさせていただきますが、事務的といいますか、契約関係を熟知しておられるということで副町長さんにお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

私も一応再質問の中で建築の落札率について質問する予定をしておりましたら、先ほど83.23%ということをしていただきましたので、これは省きますが、まず変更契約をされるに当たっての単価、これは6月に発注、契約だったと思っておりますので、令和3年度の単価を使っておられると思えますけれども、決裁用の設計書の単価といいますか、置き換えをしたのは、誰がいつ作成をされたのかを教えてくださいたいと思っております。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 変更契約に至るまでの設計の関係の変更設計の単価の件でお尋ねいただきましたが、これは全て設計士が行っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 我々、私も経験した中では、その設計業者がやるか、我々事務職の職員がやるか、どちらかなんですけれども、いつやられたのかというか、何月頃、どういう日にち、業者がやられたことは間違いないですね。ですから、それは何月頃にやられたのかということを知りたいんですけど。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 3月に契約承認の議決をいただきましたが、その時点でおおむね設計はしておりましたが、4月になって改めて、もう一回、業者のほうで精査したと私は思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 今、設計業者のところで4月に単価の置き換え作業をして、事務決裁に使う設計書を作られた。仕様書は変更がないんですけど、設計書を作られたということですが、4月から業者も、3月24日で設計業者の手はもう離れておるんですね、完成形を受け取っていますから、それを置き換え作業をするというのは業者と契約か何か恐らく残っている、そこ

ら辺はどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） お答えします。

3月時点で工事が落札して、業者が決定した、金額も決定したということで、設計業務はここでひとまず終わっております。

その後、これを受けて監理業務というのをまた同じ業者に委託するわけなんですけど、この中で、題名的には監理業務委託なんですけど、仕様の中に変更の一部業務をお願いするという事で仕様に加えております。ということで、設計業者に変更の設計をしていただいたという経緯でございます。

[3番議員挙手]

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 分かりました。一応業者に4月にその作業が設計監理の委託でやらせておるといっていますが、別にそれを使わなくても、3月24日ですので、もう新単価はできているんですね。だから、例えば3月に入ってから、もう設計のほうオーバーしているので一括発注はできないという状況ですので、その段階で新年度単価、4月から新年度単価は、もう3月にできていますので、それを置き換えさせて3月24日に成果品をもらえれば、何ら問題はないんですよ。そういうことをやられているかどうか、やってみえるかどうかという確認をしたかったんですが、結局は要請をされて、お願いをしてある、その監理のほうでやらせたということで了解をいたしました。

それから、もう一点、指示書については、これは今回の工事について2件出ておりますが、その取扱いといいますか、指示書をどのように考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 指示書についてどのように考えているかという御質問でございますが、ちょっと私も今、説明の趣旨が的を、平行、行き違いになるかも分かりませんが、6月の議会で工事の変更契約の承認の御議決をいただきましたので、その方針に沿って工事を進めてくださいという指示を出したのが最終的な指示書でございますが、そういった答弁では駄目でしょうか。

[3番議員挙手]

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 実は私、ここに控えを持っておるんです、令和3年3月25日、電柱の移転の指示書が出ているんですね。

それから、これは令和3年11月19日に電柱の発注がある、移転の指示書が出ておると。

もう一件、工事に関するもので、令和3年5月21日に指示書が出ているんですが、これは今

言われた6月の議会の前です。5月21日に指示書が出ている。ですから、時期としては私は前でいいと思うんですけども、聞くばかりじゃないです、私の考え方としまして、指示書は町が発注した工事についてその内容を変更する、例えば透明のガラスが入っておったやつをすりガラスに替えてくれとか、集成材のやつを無垢にしてくれとかという話は、当然設計変更が絡むので、最終的に契約変更になる条項なんですね。

もし、例えば天井なんか、屋根ですね、カラートタンで選ぶふうになっておれば、黒いカラートタンから青いトタンに替えてくれと、いろいろなもの、単価が選べるものであれば、指示して変更はないんですけども、ほとんどの場合、指示書を切るということは契約変更になる。当然、設計変更になれば契約変更になるというのがほとんどなんですけれども、それでちょっとまず、後ほどお尋ねするつもりでおったんですけども、この指示書の中に室内遊具及びサイン、それから造作家具、下足入れ、事務室カウンター、システムキッチン、マンホールトイレ2基、給湯及び事務室の電気温水器、レバー式横水栓から自動水栓に替えると、これは建築工事らしきものがあるんですけども、これが設計に漏れておったんですが、なぜかといいますと、これを追加しますという指示書なんですね、これ。それ設計に、今言ったようなやつは入っていなかったということによろしいのでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） お答えします。

漏れていたというより、先ほど町長が答弁で申しましたように、いろんな懇談会の御意見とかコロナ対策をして、当初の予算を設計金額がオーバーしてしまったので、備品で対応できるもの、あるいは外構等を外して年度内に入札を行うということで進めましたので、そういったものを後で追加で発注しましたので、その辺りを指示書に書いたということになっていると思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） どう言ったらいいですかね、いや、簡単に言いますと、答えになっていないといいますか、これは令和3年3月25日に契約されておるんです。先ほど言いましたように、意見を聞くやつは多分7月だったと思っているんですけど、そうですね、7月からですね。7月から5回ぐらいやられて、その意見を聞かれて、7月の中旬にやられて、最新が、この状態でいきますと、9月30日までで大体意見を聞くのは終わっているんですね。その状況が翌年の3月にもらった設計に反映されていないということですか、そういう理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 今おっしゃられた指示書は、多分5月21日に出された指示書だと思います。

ますが、私も見ていないので分かりませんが、恐らくそう思います。当初の設計から外した分を工事で追加しましたので、その分がありますよということで、多分5月、ちょっと勇み足だったと思いますが、5月21日に指示したんだと認識しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） そういうことで、外したとか、漏れたとか、分かりませんが、取りあえず設計になかったものを追加したということで理解します。

もう一点、この3月25日に発注をされていない外構工事が出ているんですね。塗装工事、排水工事、フェンス工事、手洗い場の工事とか、自転車置場とか、まだ発注していない工事の指示書が出ているんですよ。これはどのように考えたらよろしいでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 恐らく3月、担当課をかばうつもりはございませんが、私の推測では、3月で提案説明したときに、この予算内で追加工事さえすれば実施できるという判断をしたということで提案説明をしておりますので、担当課も勇み足でそういった指示を出してしまったと思っておりますが、それはいけない判断だと思います。ここでおわび申し上げたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） それ以上責めるつもりはありませんけど、発注していない工事に指示書を出すと、6月に出すのを5月に出しているということですので、これは完全に間違いだというふうに思います。

それから、次の質問でございますが、先ほどの答弁の中で落札率の関係から経費が安くなるから設計変更したというふうに答弁があったんですけども、今言われたように、漏れている建築の分については変更契約でするのは何ら問題ないと私は思いますけれども、この83%で落ちたから、そこで変更したら大分安くなるという話だったんですが、この変更する契約の外構工事が70%で落ちたら、そっちのほうが安いんじゃないですか。だから、そういう経費が安くなるということについては私は当たらないというふうに思うんですけど、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 外構工事の落札率の関係なんですけど、通常、私どもが見ています土木工事につきましては、金額が安いこともありますし、予定価格を事前に公表しているということもありますので一概に言えませんが、正確なデータはちょっと持っていませんが、土木工事は、おおむね九十五、六%の落札率です。今回、一般競争入札でやっていますので予定価格も

公表していませんので、非常に高い落札率といいますか、85%で落ちていますので、そこと一緒に外構発注もしたほうが安くなるという判断で決断したものでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 変更契約そのものが私はおかしいというふうに思っておりますので、とても今の答弁では承服ができないんですけれども、もう一点は別の角度からお願いをしたいと思いますが、最初の建築工事については、本来、町の方針としては一括発注するつもりで多分みえたと思うんですけれども、それが予算、いろんなやつを聞いたり、コロナでやられてオーバーしてしまったから、建築のある部分だけにしたと。一部分にして発注したということでございますので、一括発注が駄目で失敗したということではなく、分割発注していないなというふうに私は考えてしまうんですけれども、それをまた、そのやろうとしておったものに変更を加えるという、そこらの辺の判断というのは、どう言ったらいいですかね、笠松町としてはそういうのは普通にあるんでしょうか。私が考えますに、建築しかないのに、それをまた減らしてというやつですので、建築工事しかないのに土木工事の変更ができるかという点についてはどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 基本的には最少の経費で最大の効果を得るということで、判断があっちへ行ったりこっちへ行ったりしたかもしれませんが、今後、御指摘いただいた関係の各事項につきまして、もう一度精査しまして改めるところは改めていきたいと思っておりますので、今後も御指導をよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 一部理解しました。通常考える、私の経験でもあるんですけれども、建築が100%の内容に対して土木の変更契約はできないというふうに私は理解しております。だから、説明としては、そうですね、99.9%黒だと私は思っておりますけれども、それだけ御理解ください。

それから、その最初の減らした中に、最初の建築工事の発注した中に、議会で変更契約をするという説明は、確かに私も聞いております。だから、変更契約をされるなということは分かっておったんです。だけど、そのネタとして建築工事の中に外構工事が入っておれば、私はこんな質問をしません。例えば、外構が3分の1でも入っておれば、あそこで変更されたんだということが分かりますので、そういう手は、当然、ベテランの町長さんですから、下に入れてあるなというふうに思ったが、後から聞きましたら全然入っていない。丸々建築で、建築も全部入っていないという状態ですので、こういう結果になってもやむを得ないかなというふう

に思います。

それから、契約保証金についてお尋ねをしたいんですが、契約保証金というのは幾らの工事から取るように笠松町として決めておられますか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 500万円以上の工事と認識しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） それほどの工事でも配慮なしで、500万以上の工事であれば1割の保証金を頂くという理解でよろしいでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 500万円以上の工事でありまして、変更の場合でも同じように1割を頂くという、預かるという形になります。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 今回の場合は、建築工事が最初に1億4,000万で出ていまして、その次に変更が3,000万出たということで、当然、最初の1億4,000万についてはですね。なぜか私はいいかなと思うのは、1億4,000万って4割前金があったやつやね、そこから1割もらっても、業者のほうはその残金が減るんですけども、払えと。

今回は業者の都合じゃないんですね、変更したのは。こちら、発注者の側の出した変更工事なんです。少額、例えば建築だけなら、多分いいかも分かりません。合わせて3,000万円の変更をすると、業者のほうには一銭も前金は取れないです、変更契約の場合は。こちらからお願いしたやつ、はい、今から出してください、あまりにも冷たいかなと、もう少し配慮がいい。

私の経験からいったら、これは多分免除というふうにされるんじゃないかなというふうに思うんですが、この変更契約についても1割の契約保証金が取られておるんですが、そういう配慮というのは建築関係、入札関係にはないんでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） もちろん、変更契約分も前金を請求していただければ、お支払いできる段取りはしていたと思いますが、たまたま請求がなかったというふうに私は認識しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ちょっと私はそういう例を見たこととか、経験したことがないんですが、変更契約でも前金は取れるんですね、間違いなく、それはいいんですね。契約約款の中

で、変更についても前金が取れるんですね。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 私のほうのその運用が合っているか間違っておるかはちょっと別なんですけど、契約書の約款につきましては、当初の約款も変更の約款も同じものを使っておりまして、その中にその前金の請求ができる旨が書いてございますので、さっき申しましたように、向こうの状況で請求がなされなかったというふうに認識しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） できるというふうで理解をさせていただきます。

それから、町長さんの答弁の中に、私の経歴とかでちょっと褒めていただいた部分もあるんですけども、実際には退職して15年、この経緯、契約等に関わっていたのが30年なり数十年前ということで、入札のその開示をするというような方法も変わっておりますので、とても議場で質問をするようなことはできないんですけども、私のやっておったときについては、県営グラウンド、あるいは美術館、そういう大きなもの、病院とか、学校の本体校舎、あるいは体育館の建て替えとかいう建設、箱物が盛んでしたので、こういう事例といいますか、余りなかったというのが本当なんですけど、大きい工事ですと、例えば10社選んで、その中でJV一つが5社ぐらい組まないと入れないと、そういうのを10組つくられたんですね。例えば、建築でも土木でも、岐阜県のトップが10番に入れるかどうかという工事ばかりでしたので、大きい工事はですね。だから、今のような問題は起きていなかったというのが本音ですが、それで参考までにということで、令和3年度契約に関する基本方針とか、当然私は、こんなものを見たことがありません、聞いたことがありませんが、流れからしますと、私の理解としては、その当時は、ほとんど一流企業さん、大企業ですね、契約を取って下請として小さいのを使うというのが分業だったですけども、今、参考までにとおっしゃられたけれども、私の分割発注をせよというふうなことを応援しているような事例を引いていただいたということで、頑張らないかなあと思っておるんですけども、多分私の理解では、ある程度の規模といいますか、全体じゃなくて、建築なら建築、電気なら電気、管なら管と、こういうふうでまとまるのであれば、できるだけ分割発注してやってほしいという、頭に中小企業というのがついているんですよ、これ。大企業のことを言っていない、中小企業のこと。ですから、そういうのを分割してやれば、とにかくそこに落ちるといことなので、どちらかといえば分割発注を奨励している、私はそう理解をしたんで、その点はどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 基本的には、先ほど町長が申しあげました答弁書に書いてあります、国、あるいは県の方針に従って分離発注していますし、現に町長のほうに業界団体のほうから

も要望がございますので、そういったある一定の規模ですと、例えば私の記憶では、5億円ぐらいの規模の建築工事から分離発注をしてきた記憶があると思います。

こういった小さい工事は、分けますと、どうしても経費率が高くなっちゃいますので分離発注はしていませんが、落札の後の説明会では、下請については近隣の事業者をなるべく使ってくださいということをお願いしています。

ただ、その取られたゼネコンについても、やはり商売ですので、見積りを取って最終的には決定されていますが、御指摘いただいたような方針を今後も堅持して、できるだけ地元業者が潤うように町としては取り扱っていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 今、副町長さんの言われることは理解ができるんですが、分割発注したほうが変更契約をするよりもストレートな気がする、私は。外構工事を分割で別途発注したほうが皆さんの理解としてはスムーズに行く、経費のことは分かりますね。今言われる、83で落ちるか70で落ちるか分かりませんが、平均からいくと95ぐらいということで、高くはなるんですけども、別途発注したほうが一般の町民とか我々には理解がしやすい。これを関係のない土木の工事を建築に変更契約する、金額とか、金額の幅、笠松町は3割までいけるという話ですけど、変更についてもそちらで持っていくというよりも分離発注、分割発注、別途発注したほうがスムーズに行くというふうに私は考えておりました。

そういうことだけちょっとお願いといいますか、私の考えを申し上げて、最後でございますけれども、今、指摘といいますか、いろいろ御質問させていただきました。それから、6月の定例会でも質問させていただきましたけれども、私ははるか前に退職しておると思うが、副町長さんは現職と引き継いで特別職で継続しておられますので、当然、副町長のほうが経験がある、豊富でございますので、私が逆にお尋ねをしたいというふうに思っていますし、こういういろいろな決裁についても、個人の方を、私、責めるんじゃないくて、こういう決裁が通ってってしまう、いろんな人が言われておるのに全然発言が通っていかないというのはどうかなというのの一つですね。

ですから、その通ってってしまうということが恐ろしいんですね。例えば、ここで決まったから、しょうがないから起案してずうっと行くと、ささっと行ってしまおうと。確かに早いんですけども、県なんかだと、いろんな部署があって、チェックがかかってしまってとても通らないような事案が素直に通ってってしまう。

もう一点は、この中で、またこれも私が10点ぐらい指摘をしたとしますと、半分以上は私が経験した監査の中では指摘事項です、文書指摘です、間違いなく。文書指摘で議会報告になる事例ばかりです。あとは、この指導というやつ、どちらにしましょうかという、指導してくだ

さいというようなちょっとあやふやなところがありますけど、その程度の内容なんですね、正直言いますと。決して私は、無理にこれをほじくって細かいところを見ているんじゃないです。一般的に、私、こういう経験した中で、これは当然、指摘になる対象なんです。私も指摘する立場にもあったし、指摘をされる立場にもありましたから分かるんですけども、そこら辺をどのように感じておられるか、最後にお尋ねします。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 今回、御指摘いただいた中で私自身として一番これは駄目だったなどというのは、指示書の発注時期の関係でありました。もちろん、これは専決規程がございまして、町長とか私まで回ってこないものがほとんどで、部長の段階で決裁してしまうものが多々ございますが、今、御指摘いただいたような非常に重要な案件がございますので、部長が集まる指名委員会等がございますので、こういったことを指摘して、今後、こういった、いわゆる勇み足的なことが起きないように体制をつくってまいりたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。

今日、契約について、町長さん、一言だけちょっとお尋ねをしたいんですが、私は9月補正の上程をされたときに、その根拠のない数字で上げるというふうに申し上げましたけれども、我々議会のほうとしては、当然、通常の状態積み上げをされて上がってきているものだと、お互いの信頼関係でそうだと思っているんですけど、だから間違いないんや、当然、皆さんは賛成、通りますね。やっていったら、設計ができていない状態で最終的に足りない、こういう状態、これはどうしてかといったら、9月補正に上程して県と国の補助金をもらいたいだけという話に聞こえてしょうがないんですけども、両方合わせて2,800万です。それをもらっただけで、結果的には、ほとんど年度末まで何もできなかったという状態ですね。

そして、令和2年度の4月から動いておれば、恐らく間に合っただろうと。今の状態、町長さんが決断された時期からいきますと、もう3月末までに契約をして、令和3年度の当初に予算を上げる作業、4月に発注して9か月の工期でこれは完成するんです。ですから、令和3年度に補助金を申請して、令和3年度に入るんです。これを令和2年度に申請して、令和2年度に補助金だけ入っているんです。だけど、令和3年度は使っていないですね、結果的には、前金も何も出ていないので、4月になると出てくるんですよ。だから私は、その町長さんの判断に疑問があると、残ると。9月の補正が、そうすれば債務負担も要らないし、今なら分割発注も問題が起きない、一括発注で済む、そういう状態だと思うんですけども、決して私は、こども館の建設に反対しておるわけじゃないんですけども、事務的な手続決定、もうちょっとうまく説明していただくといいかなあというふうに思いまして、何かありましたら、ちょっと

一言お願いします。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私自身も一刻も早く、やはり安全性とか、また地域の方の要望もあって、造りたいという思いが、勇み足とか、先走ったところがあって、それがちょっと事務方のほうとの調整がうまくいかなかったというところ、もう少し慎重なところは慎重にやらなきゃいけないというふうな思いをしていますが、ただ、私の政策方針としては、スピード感を持ってというのは私の政治信条でありますし、それをなくしては、私はこの場にいる資格がないと思っていますので、その辺り、御理解していただきたいと思います。

まだまだ至らぬ点がありますので、そこら辺りをまた議員の皆さんにもしっかりと御指導、そして何よりもサポートしていただいて笠松町をよくしていきたいと、その思いだけはしっかりと伝えさせていただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。

スピード感と町長さんがいつも言うように、丁寧に皆さんの意見を幅広く聞いて、矛盾しておる、大変なんですけれども、そこら辺のところを踏まえてやっていただけたらなあと思います。

最後に、移動こども館につきましては、特に私は言うことはございません。運営委員会の意見や協力をいただきながらということでございますので、前向きな答弁をいただいたということで今後に期待したいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（川島功士君） この際、11時まで休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

それでは、次の一般質問は、6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

遠距離通学児童への配慮についてと高齢者に対しての交通手段について、2項目質問させていただきます。

先日、来年春に小学校に入学される子供をお持ちの保護者の方から相談がありました。その内容は、家から小学校までが遠く、子供の足では通学に50分から1時間ぐらいかかると思うが、

夏は熱中症も心配だし、不審者も多いと聞き、心配しているとのことでありました。

また、現在の通学班で高学年の子が低学年の子を置いてきぼりにするということがあったらしく、車で学校まで送り迎えをしている保護者の方が多くいるとのことでした。

私に相談された方は、仕事もあるので送り迎えもできないということで、どうしたら安心して通学させることができるかを大変悩まれています。

そこで、1つ目に、遠距離通学児童への配慮について質問をさせていただきます。

例えば、米野の東の端から下羽栗小学校まで通学する児童は、遠距離通学児童になるのか、遠距離通学児童の距離や時間などの規定があるのか、教育長にお尋ねいたします。

また、遠距離通学のほか、低学年の児童の通学について、各学校で指導や配慮していることがあるのかをお尋ねします。

児童の通学においては、特に小学校に入学するお子さんをお持ちの保護者の方は、通学距離が長ければ長いほど子供の体調や交通安全、不審者などの心配事が増えますし、雨や雪などの天候によっても心配事が増えると思います。安全に通学する方法の一つとしては町民バスの利用も考えられると思いますが、教育長のお考えはどのようなか、お尋ねいたします。

次に、高齢者に対しての交通手段について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年近くが経過しました。今年の春のゴールデンウィークからは行動制限のないウイズコロナ対策が実施され、感染対策を適切に講じつつ、社会経済活動もしっかりと進めていくこととなり、ほんの少しですがコロナ前の生活に戻っていけるのかと期待したところではありましたが、7月に入ると感染力が強いオミクロンB A. 5系統に置き換わり、第6波のピークを上回る勢いで急速に感染が拡大しました。

現在、岐阜県では、「岐阜県B A. 5対策強化宣言」により、第7波の感染拡大への対策強化の協力を県民、事業者などへ引き続き要請しており、まだまだ先を見通せない状況は変わっていません。

コロナ感染症の発生から3年近くが経過し、これからもコロナ禍の生活を続けていかなければならないとなると、私が心配するのは、行動制限や行動自粛の中での町民の健康維持で、特に高齢者は家に引き籠もることによる体力の低下、健康への影響、認知症の進行なども心配されます。

行政としては、高齢者が少しでも外に出て体を動かしたり、誰かと話をしたりする手助けをしていく必要があると思いますが、その反面、高齢者の交通事故も十分に心配されることであり、高齢者が事故の被害者、あるいは加害者になることがあってはならないことであります。

笠松町では、令和元年10月より運転免許証の自主返納者支援事業として町民バスの利用料を1年間免除していますが、これまで何人の方が申請されたのか、お尋ねします。

また、免許証返納後の交通手段の確保など、町民バスだけではなく、事業者や団体などによ

るサービスはどのようなものがあるかを併せてお尋ねします。

私としては、全ての高齢者の方が交通手段に対するサービスを受けられることがコロナ禍における高齢者への手助けにつながると考えます。町民バスのシルバーパスポートなど、高齢者が安く町民バスを利用できる支援策も必要であると思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 田島議員の1つ目の御質問、遠距離通学児童に対しての規定についてお答えをいたします。

学校への通学距離につきましては、国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」というのがございますけれども、それにおいて、小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内とされており、この通学距離を超える場合は遠距離通学として取り扱われております。

現在は、町内の各小学校在籍の児童で一番遠い通学距離にある児童は、笠松小学校の児童では1.5キロメートルほど、松枝小学校の児童では1.7キロメートルほど、そして下羽栗小学校の児童では2.6キロメートルほどと聞いております。現在の児童が全て4キロメートル以内の規定内であるということから、当町の小学校において遠距離通学児童の規定に該当する児童はいないというのが現状でございます。

ただし、小学校区内に居住地がなく、区域外通学を認めている児童につきましては、原則保護者による送迎をお願いしているところでございます。

続いて、遠距離通学児童の町民バス通学についてお答えをいたします。

現在、小学校においては、通学をより安全にするために集団で登校すること、あるいは児童の健康、体力向上を考え、徒歩による登校としております。

少し話題から外れるかもしれませんが、児童の登校につきましては、町民の方々が本当にいろんなところで見守っていただいておりますし、何よりその様子を見ているときに、町民の方々が子供たちに声をかけていただいています。「おはようございます」だけではなくて、誰々ちゃんということで、一人一人に合った声をかけていただいているということが、これは非常に地域と子供たちを結ぶといいですか、子供たちにも勇気が、元気が出るなということを思っています。

話を元に戻しますけれども、議員御指摘の笠松町の町民バスを通学で利用することにつきましては、特に規定を定めていることはございません。実際に、天候等の諸条件によって町民バスを利用して通学する笠松中学校の生徒もいると聞いております。

児童の通学について最も大切なことは、安全・安心であると考えています。何かの事情で不安や迷っていることがあれば、まずは学校に相談していただきたいというふうに思っております。学校も、聴く姿勢といいますか、そういったものは十分あるというふうに信じています。その児童にとってよりよい方法を一緒になって考えて進めていくことができるというふうに考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私からは高齢者に対しての交通手段について、免許証返納者に対してのサービスについて御答弁させていただきたいと思えます。

まず、自主返納者の申請された人数であります。令和元年10月から令和4年8月末現在までで140名の方に申請をいただいております。その年度別内訳は、令和元年度に71名、令和2年度に30名、令和3年度に29名、令和4年度は、8月末現在で10名であります。

また、事業者、団体などによるサービスであります。これは岐阜県が情報収集し、取りまとめて公表しております。その中で交通手段のサービスとしましては、タクシー事業から40社の賛同をいただいております。運賃が1割引きとなります。

そのほかに、バス事業から6社の賛同をいただいております。現金で支払いの場合、運賃が半額となります。

さらに、鉄道事業から2社の賛同をいただいております。こちらも運賃が半額となります。

詳しくは事業者、団体へお問合せをいただく必要がありますが、以上が岐阜県から情報提供いただき、把握している交通手段のサービスであります。

今後も免許証自主返納の促進について、岐阜羽島警察署と連携を図りながら、交通安全教室での周知や、ホームページなどで情報提供するなど、啓発を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者のシルバーパスポートについての御提案でございますが、高齢者の方など交通弱者の移動手段確保を目指した公共施設巡回町民バスは、当町の地域公共交通の柱として約30年にわたり運行し、地域住民の身近な足として幅広い世代に定着し、多くの方に御乗車いただいております。

この公共施設巡回町民バスは、将来的にも運行が継続できるよう、受益者負担の原則に沿って、児童・生徒から高齢者まで、広く住民の皆様に1乗車100円の負担をお願いしているところであります。

コロナにより利用者数は大きく減少したものの、現在でも年間約6万人強の利用を保っていることは、この1乗車100円の制度が広く浸透していることを認識するとともに、町の財政状況も鑑み、幅広い年齢層からの負担が妥当と考えており、使用料の免除は、現状の対象者のま

まとしておいておきます。

しかしながら、巡回町民バスの利用向上を図るものとして、定期パスの導入について地域公共交通会議で検討しております。区分は、一般と通学の2区分、期間は1か月、3か月、6か月の3種類、割引率は、最大で一般32%、通学55%を予定しておりましたが、ここに高齢者の区分を追加し、おおむね通学と同等の割引になる制度設計を進めてまいりたいと思います。

地域公共交通の基盤を図るためにも、この定期パスにより多くの方に巡回町民バスを利用していただき、高齢者の本制度を活用した外出機会の創出につなげていけたらいいと考えておるところであります。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（川島功士君） 6番 田島議員。

○6番（田島清美君） 大変スピード感のある前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

教育長さん、大変遠距離の通学者の方に配慮するような答弁をいただきまして、ありがとうございます。

あと、ちょっと1つだけ、今回、私、たまたま来年春入学される方の要望を聞いて一般質問をしているわけなんですけど、過去、今までにこのような、要するに要望というか、そういうのが今まであったかどうかということ、それに対してどのように答弁というか、相談に乗られているのか、分かる範囲でいいのでちょっと教えていただきたいです。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 私が赴任してからですけれども、この登下校に関する通学路の変更については、そういう御審議をいただいて変更したという事実はございますけれども、とりわけこういう方法で通学をしたいとか、そういう要望の声は、聞こえては来ていないのが現状でございます。

ただ、先ほど議員さんが質問の中でお話をされた、車で学校まで送り届ける方が多くいらっしゃるということについて、例えば学校というのはそれを、その事実というか、そういったことが伝わっているのかどうかということをちょっと私も確認をしたいなというふうに思いますし、そうであるならば、学校への指導という部分もありますし、地域でお願いすべきこともあると思いますので、そういった形で対応していきたいというふうに思っております。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（川島功士君） 6番 田島議員。

○6番（田島清美君） 今、ちょっと教育長さんにこの質問をさせていただいたのは、やはり過去にも教育委員会や役場のほうに結構、要するに要望というか、やっぱりどうしたらいいんですかみたいなお願いをされているそうなんです。それで、役場のほうの担当課のところに、

こういうふうでとってバスに乗れないとか、そういった話を持っていくと、教育委員会のほうに言ってくださいと言って、それで、この間、就学前の相談があったときに、教育委員会のほうにそれを相談すると、役場のほうに、要は言ってくださいと言って、結局、全然、自治会のほうに言っても、その通学班が壊れているから、要するに正社員からパートになって送り迎えをするようになったということ、私のほうには、たまたまこの方の相談だったんですけど、いろいろその方から聞くと、結構あちこちであって、結局、たらい回しにされてしまうというふうで、たまたま私のほうに、教育委員会の方が「こういうのは議員さんに言ってください」と、だから私のほうに来て、今、一般質問に至っているわけなんですけれども、ちょっと面白い話なんですけど。

それで、教育長さんのほうは直接その親さんと話す機会はないと思うんですが、要望として、その職員の方にも、ちょっとこういうふうでこういうふうに対応していただくといいよ、そのたらい回しじゃなくてということまで言っていたらいいかなあというのを思います。

やはり子供たちのその体力、1年生、2年生、3年生ぐらいまでですよ。3年生ぐらいだったら、遠くてもランドセルをかけて通うことはできると思うんですけど、やっぱり1年生のそれこそ小さい子で、また体が小さい子なんかは、結構米野の一番向こうのほうとか、それこそ北及の向こうのほうとかなんていうのはかなり距離があると思いますし、今、コロナ禍で学校のウオータークーラーも使えないらしいんですよ、ストップされちゃって。行きに水筒を持って行って、それを全部飲み切っちゃうと、帰り、生ぬるいお水を水筒に入れて帰ってきているらしいんですね。だから、その辺、そういったこともちょっと配慮していただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 今の話は初耳で、大変申し訳ないと思って、たらい回しというのが一番僕は大嫌いなことですので、それは絶対やっちゃあいかんことだと思っています。

誰がというか、どういう形で対応したのか分かりませんが、ちょっとその辺のところはきちっとしたいなというふうに思っています。御迷惑をおかけしました、すみません。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島議員。

○6番（田島清美君） 次に、定期パスの導入の件なんですけど、大変迅速に前向きな答弁をいただいて、大変皆さんが喜ばれると思います。遠距離通学の子供さんたちも、そういったお金のことも、今までの100円じゃなくて定期パスができれば、今まで我慢していて親さんの送り迎えに頼っていた子たちも使いやすくなるから大変ありがたいと思います。

これというのは来春に入学される方の要望も聞いているものですから、大体いつ頃から考えてみえるのかということと、あとその高齢者の区分なんですけど、何歳から考えてみえるかと

いうことをちょっと具体的に教えていただきたいんですけど。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長が答弁いたしましたように、現在、制度設計を進めているところでございます。現段階でのということでお答えをさせていただきます。

まず、時期につきましては、来年、令和5年4月からを予定しております。それまでに、もちろんその定期パスを導入するに当たっては条例改正も必要になってまいります。早い時期でいきますと、12月での条例提案、その後、周知をさせていただきまして、令和5年4月からの導入を予定しておりますところでございます。

あと、高齢者につきましては、65歳以上を現在のところ想定しているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島議員。

○6番（田島清美君） 先ほどの古田町長の答弁で割引率のことなんですけど、最大で一般32%、通学で55%を予定しておりますというふうにいただいているんですが、料金のことなんですけど、高齢者の方なんですけど、岐南町なんかは75歳以上の場合、無料と聞いていますね、今、最近走り出したバスなんですけど。無料とは言わないんですが、もうちょっと割引率を上げていただけないかということと、少しちょっと具体的に、料金がどんなものなのかというのが分かる範囲内でいいのでちょっと教えていただけますか。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

そうですね、岐南町さんにつきましては、75歳以上が通常100円のところを無料ということでございますが、先ほど町長が答弁いたしましたように、受益者負担の原則ということで、料金については徴収をしたいというふうに思っております。

そこで、まず定期パスの現在のところの金額についてお答えをさせていただきます。

まず、一般につきましては、1か月3,600円、3か月1万円、6か月が1万8,000円。

そして、通学の区分につきましては、1か月が3,000円、3か月が7,800円、6か月が1万2,000円、この今言いました通学の区分と高齢者の区分を同額ということで、最大6か月の定期、1万2,000円にしますと、割引率が55%というところでございます。

現在のところ、この通学の区分と高齢者の区分を同額としていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島議員。

○6番（田島清美君） では、来年4月早々にこのようにやっていただけるということで、またいろいろ不都合が、いろんな町民の方から、子供さんたちからもあったら、フレキシブルに町民の意見を聞いていただけるよう、よろしく願いいたします。

本当に、前向きな答弁をありがとうございました。これで終わります。

○議長（川島功士君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、サイバーセキュリティー、いわゆるパソコン等のウイルス対策といいますが、サイバーセキュリティー対策について質問させていただきます。

先々月、7月17日、千葉県の南房総市の小・中学校が使用しているサーバー、つまりパソコンのデータとかが保存されているサーバーですね、それがサイバー攻撃、つまりランサムウェアに感染し、12校に通う児童・生徒約2,000人分の成績や住所、氏名、連絡先など個人情報を全て暗号化されてしまい、データが読めなくなってしまうと、そういう事例、事案が発生いたしました。

攻撃者、つまりハッカーは、この攻撃で金銭を要求しており、交渉に応じなければ情報を一般公開するぞと、そういうようにしております。

同市の教育委員会及び千葉県警は、交渉には応じず、管理委託先とともに情報の復元に当たったとされております。

このサイバー攻撃は、近年、非常に多く発生しており、今回同様のデータを暗号化し、使えなくするというランサムウェア攻撃は、数年前から、日本のみならず世界中でも企業や政府機関を標的にしており、数件の事案が発生しておる次第です。

また、調べましたところ、岐阜県でも、教育委員会ではございませんでしたが、企業等で同様の攻撃事例もあったというのも調べました。

もちろん、このようなサイバー攻撃は、企業だけでなく、現在、個人のパソコンやスマートフォンなどを狙う攻撃も数多く発見されており、岐阜県は公開されていませんでしたが、群馬県では、今年1月から6月までの上半期でサイバー犯罪に関する相談は約2,015件あり、そのうち、65件が摘発されているんだそうです。

今回、この千葉県の南房総市は、会見で、まさか同市の教育委員会が狙われるとは全く予想しておりませんでしたと言われております。感染した企業、個人、全てがそのように思うでしょう。

日本人は、インターネット関連にかかわらず、生活全てがある意味、言葉は悪いですが、平和ぼけておるように思え、国がまさかこんなことをとか、企業がまさか、学校が、行政が、まさかそんなことはないでしょうなどと危機感を余り感じていないような、そんな風潮が見受

けられます。それどころか、そのまさかの相手がミスを犯したとなると、ここぞとばかりに、それ見たことかと批判したりするのもよく見かけます。

それだけに、今回のような近年頻繁に起こるサイバー攻撃には、それなりの対策が必要ではないのかなあと思います。

今回、調べましたところ、千葉県警は、このサイバーセキュリティ対策として、2018年までに、県警とともに産業振興センターや商工会、中小企業団体、また大学、高等専門学校、またNTTやKDDI、トレンドマイクロ、富士通、各保険会社などとパートナーシップ協定を締結されており、サイバー攻撃の脅威に対する体制を取られておりました。それでもこのような攻撃を受けてしまうということは、ハッカー集団がそれ以上の攻撃をしてくるのでしょうか、まさにいたちごっこになっているようです。

ただ、それで終わらせるわけにはいきません。今回の事案に対し、専門家は、文部科学省が進めたGIGAスクールで多くのオンライン授業を始めたことも狙われるきっかけになったのではないかと分析されております。

今後、学校教育では、今まで以上にオンライン授業が拡大されるでしょうし、多く利用されるでしょう。それだけに、この攻撃も増えてくる可能性があります。

ここからは少し提案ですが、セキュリティ対策を完全に施すには、もちろん多額の費用がかかります。しかも、それを学校単位や各パソコン端末単位に施すとなると、計り知れない金額がかかるでしょう。

そこで、もし攻撃されても、すぐにデータが復旧できるように数か所にデータを振り分けておくとか、これは最低限するべきだと思います。

また、近年はクラウド利用が一般的になっております。クラウドは、サーバー攻撃に遭いづらいともされていますし、そこで管理できれば、そのクラウドに対し最大限のセキュリティ対策をすればよいと考えます。

そして、そのクラウドは、できれば岐阜県で一つ管理してもらい、岐阜県下の学校関係のデータのみならず、行政の全てのデータを管理する、行く行くはそれを共有できるようにすれば、より管理しやすくなるのではないかなあと思います。

今後の時代の中でのDX構想では、そのような共有システムも構築されていくとは思いますが、今回のように既に攻撃されている現状の中、まずは教育長にお尋ねいたしますが、羽島郡及び分かれば岐阜県教育委員会として、現在、このサイバー攻撃に対し、どのくらいのセキュリティを強化され、またバックアップ等を含みどのようにデータを管理されておるのかをお聞かせください。

また、データ管理は、各学校にて行われているのか、それとも教育委員会として行っているのかもお尋ねいたします。

そして、今後の課題や方向性も同時にお尋ねいたします。

また、同様に、笠松町でも大切な個人情報やデータを多く管理しているわけですから、それらを守る義務もあると思います。町長にも同様にお願いします。よろしくお願いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（川島功士君） 1番 間宮寿和議員の質問に対する答弁を求めます。

野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 間宮議員の教育委員会並びに学校のサイバーセキュリティ対策についてお答えします。

初めに申し上げておきますけれども、この仕組みを細かくこの議場でお話するという点については、話せる部分と話せない部分があると思いますので、その辺は御了承いただきたいと思っております。

文部科学省では、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」というものを策定して、学校における情報セキュリティポリシーの考え方や内容を示しております。

議員も御存じのように、GIGAスクール構想における1人1台端末整備や呼応する大容量の校内通信ネットワーク整備がおおむね整うなど、急速な学校のICT環境整備が進められております。

その端末を活用するに当たり、必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用、ネットワーク構成等に課題があり、それらに対応するためのガイドラインもその都度改定をされております。

不正アクセス防止等に向けた十分な情報セキュリティ対策を講じることは、学校における安全・安心なICT活用のために必要・不可欠であると考えております。

現在は多様な脅威から情報資産を守るために、このガイドラインの対策基準に示されております、3つございますが、人的セキュリティ、そして物理的セキュリティ、技術的セキュリティ等の対策を総合的に行うように努めております。

各学校においての人的セキュリティにつきましては、過失によるセキュリティ上のリスクを最小限に抑えるための対策が必要であり、個人情報に関わる研修を行うことはもちろん、フィルター機能による受信面のホルダー振り分け、疑わしいメールの添付ファイルは決して開かないなど、メールを開く際のルールを徹底しております。

ほかにも、個人所有のUSB、パソコン、デジタルカメラ等は接続をしないことの徹底、データ移行に伴っては、ウイルス対策と暗号化機能付きのセキュリティUSBを使用すること、また情報の持ち出しについては、学校長の許可を得た上で記録簿に記録し、そのUSBを用いて管理すること等を行っております。また、定期的なバックアップにより、情報資産の保護に

も努めております。

物理的セキュリティーにつきましては、情報資産の機密性を確保するための対策が必要であり、データの保存では、名簿等の個人情報についてはパスワードを設定することや、教員の校務用パソコンからのみアクセスできるイントラネットのサーバー、あるいはクラウドでのデータ管理をしております。

なお、このサーバーについては、定期的にメンテナンスを行っております。ウイルス感染対策ソフトやウェブフィルタリングソフトを導入し、有害サイトへのアクセス制限も行っているところでございます。

技術的セキュリティーにつきましては、情報資産の流出を防ぐための技術的な対策が必要であり、ウェブブラウザとか、校務用端末を分離する仮想ブラウザを導入して、接続であるとかダウンロードの制限を設けているところでございます。

以上が、今、主に行っているリスクマネジメントに伴うことでございます。

また、クライシスマネジメントについては、システムの復元ポイントで復元するとか、あるいはバックアップからファイルを復元するなどの現場職員で対応する方法もあると聞いておりますけれども、取り扱っている情報の機密性の視点からも、パソコンをネットワークからまずは切り離して、そして再起動せずに専門家に依頼するという手順を取りたいと考えております。

悪意のある脅威の手口については年々巧妙化しておりますので、情報資産は常に最新のセキュリティー対策により保護されていることが望ましいと考えます。

今後も、文部科学省最新版のガイドラインであるとか、あるいはハンドブックを基にしながら、児童・生徒の学習活動、あるいは教員の校務について、使いやすさと、そして安全面、その両面を共存できるよう、町の部局、担当部局との連携を図りながら、適切な対策を講じられるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私のほうからは、町の情報セキュリティー強化とデータ管理等についての御質問にお答えいたします。

当町の情報システムは、平成27年に発生した日本年金機構の個人情報流出事案及び平成28年1月より始まったマイナンバー制度運用を契機とした総務省から全自治体の情報セキュリティー対策における抜本的強化の要請により、1. マイナンバー利用ネットワークと職員利用ネットワークのセキュリティー確保のため、インターネットに接続するネットワークとの分離、2. マイナンバー利用ネットワークの各端末の利用者認証を二要素とし、情報の外部持ち出しを不可とする等の住民情報流出対策の徹底、3. 県において市町村のインターネット接続口を集約し、高度な情報セキュリティー対策を講じると、情報セキュリティー強化を順に図ってまいり、平成29年5月に、行政事務のインターネット接続を岐阜県情報セキュリティークラウドへ集約さ

せたことで総務省の要求する情報セキュリティー水準確保に達したところであります。

今回のようなインターネットを経由した外部からのサイバー攻撃に対して、マイナンバー利用ネットワークに加え、町職員が通常業務で利用するL G W A Nネットワーク、住民情報や課税、収納情報等を管理する総合行政情報システムは、物理的に隔離されており、個人情報が保存されているファイルサーバーやデータベースに影響を及ぼすことは皆無であると考えております。

また、インターネット接続口の岐阜県情報セキュリテイクラウドでは、不正侵入の検知及び遮断、不正プログラム・ウイルス等を検知し、削除、ファイルを隔離した疑似空間で動作確認、各端末の代理としてインターネット閲覧、メールにおけるスパムウイルス対策などが実施されており、加えて職員が利用するインターネット接続ネットワーク内においても、不適切なウェブ閲覧を規制するフィルタリングソフトの導入、各端末やサーバーにおけるウイルス対策ソフトの常駐、職員の業務ネットワーク間との直接的なファイル転送の禁止、U S Bメモリー利用の制限など、適切なセキュリティー対策を実行しています。

加えて、各職員がそれぞれ業務端末を利用するに当たり、行政の情報資産を漏えいから守るため定めた「笠松町情報化セキュリティーポリシー」を遵守しており、物理的・技術的・人的と複合的な対策を行っているところであります。

今後も、このような事案が発生した場合、現状の情報セキュリティーを検証し、不足の場合は速やかに追加の対策を講じることに加え、職員への注意喚起や状況に応じて端末の利用範囲の制限を実行するなど、ハード・ソフトを織り交ぜた対策により、住民情報の適切管理に努めてまいります。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 1番 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） 御返答いただきまして、ありがとうございました。

今回、先ほどの質問の中にも書きましたが、これで追及するというのではなく、また現在、本当にいちごっこのような、そんな状況になっているのも私自身も分かっておりますが、やっぱり千葉県の教育委員会じゃないですけど、うちがまさかというような、そんな発言をされておりましたが、本当にまさにその状況だとは思うんですね、どこも。

今、教育委員会からも、笠松町からも、このようにちゃんと対策をしていますよということできちっと伺うことができ、今の段階でやれることというのをきちっとやっているよということでありましたので、改めて追及するというのではないのですが、私はこのサイバー攻撃ということを日々考えるというのは、なかなかこれは難しいと思いますので、例えば、今回、この千葉県の事例がありました。また、つい先週ですか、政府が攻撃されていましてね、新聞等にも出ておりましたね。このような事例があったときにこそ、いま一度、自分を振り返って、

いま一度、今までやっていただろう、やっているはずだではなく、こういう機会だからこそ、一度職員も含め、いま一度確認をし、本当にこのようにやっているか、本当にここに載っているとおりにやっているかということの一つ一つ質問するぐらいの、こういうときじゃないとかなかなかできないと思いますので、いききっかけというふうに思いまして、ぜひそのようにやっていただきたいなあとと思いますし、今後、このような事例がないことを祈りたいと思います。

実は県議会議員にもちょっとお願いをしまして、岐阜県が今どういう状況になっているのかなということもちょっとお尋ねしましたところ、県議会議員の計らいもありまして、実は本日、議会が終わりましたら、県庁へちょっと来てくれないかと、担当課を全部呼んであるから、そこで間宮君、説明を受けてくれよということをお願いしておまして、ありがたく説明を受けさせていただきに行こうかなあと今日思っておりますけれど、もちろん岐阜県もそのようにきちっと対策はされておるとは思いますが、先ほど申したとおり、千葉県のこの攻撃があった市も、本当にすごい会社、すごい企業と締結してきちっとやっていたにもかかわらず攻撃を受けてしまったと。もう本当にこれは致し方ないと言ってしまえば終わりになると思うんですが、じゃあ岐阜県はどこまで、どういう企業と締結をして、どこまでやっていますかと、これを追及していったら切りがないことなんですけれど、いま一度、職員も含めきちっと確認をし、やっていただきたいなと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（川島功士君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時45分

